

住民直接請求 議員定数の削減を求める議案

■黒潮町議会の議員定数を定める条例の一部を改正する条例

直接請求者2名から議員定数「18人」を「14人」に改める条例改正請求が提出され、受理された。これに対する町長の意見は「法律上必要とされる有効署名数224人を大きく上回る4180人の連署であり、多くの町民が町政や行財政改革に深く感心を持ち、署名活動を通して積極的に意思を示したもので、この住民の思いを真摯に受け止め最大限尊重すべきと考え、この趣旨に賛同し提案する。」としている。

直接請求代表者
宮地優典氏の
意見陳述

平成21年度6月黒潮町定例議会において、定数条例を20人から18人に改正された。こ

の改正については議会運営等を考慮し審議された結果と考える。

しかしながら議会の役割、議会の運営、議員の職責を考える折、議員定数に関しては議会と町民の考えに大きな隔たりがあり、議会が議決した定数についてはあまりにも多過ぎるものと考ええる。

定数については、単純に少ないという問題ではなく、黒潮町の規模、財政状況、近隣の市町村の議員定数などを参考にしなければならない。

また、4180名の署名数が最新の民意であるということと、専門性を生かし、民意が反映されるだけの議員活動がなされているか考慮しなければならぬ。

これらのことを考え合わせ、付託する側の多くの町民は、現行の18人は14人にして議会運営は可能であり、議会の役割についても議員が職責を自覚し議員活動をすれば、目的を十分果たすことができると考え、黒潮町の議員定数の改正請求をする。

なお、議案表決に当たっては、公平で透明性のある表決を町民に分かり易くするために、問題を可とするものを起立させ、可否の結果を明らかにするよう要望する。

議員定数を14人に削減する条例
賛成7人 反対9人で否決

反対討論
8人

竹下美佐雄 議員

議会の住民代表の場を守り、次の世代に引き継ぐ責務がある。14人の議員定数では十分な審査ができない上に議会の機能を弱め、チェック機能を弱める。

明神 照男 議員

14人で十分と言われるのは分かるが、はい、そうですという訳にはならない。執行機



意見陳述をする直接請求代表者

宮地 葉子 議員

関の監視役という責任がある。

町長と議員はそれぞれ住民の代表として選挙で選ばれ、町長には執行権を、議会には議決権を与えている。議会の議決がなければ予算も一円たりとも使えない。議会の議決権とチェック機能は、町長の独断を許さない住民の権利であり、住民の声を反映させる権利を減少させる議員削減には反対。